

# SOFTIC

## NEWS

～事務局だより～

財団法人 ソフトウェア情報センター

### 目 次

1. SOFTICセミナー開催報告と今後の開催案内…… 1
2. 平成13年度事業報告…… 2
3. 平成13年度調査研究報告書の紹介…… 5
4. 理事会及び評議員会開催報告…… 6
5. 海外往来状況…… 6
6. プログラム著作物登録の申請件数…… 7

7. プログラム著作物登録案内…… 8
8. トピックス…… 8
9. 橋爪常務理事ご挨拶…… 9
10. 訃報…… 9
11. 寄稿「珍種とのめぐりあい」(吉田正夫氏) …… 10

## 1. SOFTICセミナー開催報告

### ○SOFTICセミナー(1)

#### 「電子商取引等に関する準則」の解説

開催日：2002年5月14日（火） 14：00～17：00

会 場：虎ノ門パストラル本館8階「しらかば」

講 師：西江 昭博（経済産業省 商務情報政策局  
情報経済課 課長補佐）

池谷香次郎（経済産業省 商務情報政策局  
情報経済課 権利保護係長）

参加数：83名

本セミナーでは、経済産業省より「電子商取引等に関する準則」の作成に携われた西江課長補佐、池谷係長を講師にお迎えし、準則の解説を行って戴きました。3月に準則が公開されたばかりと言うこともあり、電子商取引に興味のある企業から大勢の担当者の方に参加いただき、活発な質疑応答がなされました。



### ○SOFTICセミナー(2)

#### 「特許法の一部改正と実務へのインパクト」

平成14年7月1日、虎ノ門パストラルにおいて、標記をテーマとするセミナーを開催した。参加者数は講師を含め101名であった。概要は以下のとおり。

〔講師〕

広実郁郎 特許庁工業所有権制度改正審議室長

水谷直樹 弁護士（水谷法律特許事務所、SOFTIC特別研究員）

谷 義一 弁理士（谷・阿部特許事務所）

（モデレーター） 則近憲佑 SOFTIC専務理事

〔内容〕

情報技術の急速な進展に伴い、ネットワークを利



用した新たな事業活動に即応した法整備を行うとともに、こうした社会経済の変化を契機として、特許権等の効力範囲のあり方を見直す必要があるとして本年4月特許法等の一部改正が行われた。

本セミナーでは、改正の内容（主に、プログラム等を物の発明としてネットワークを介した利用に対応するための発明の実施行為規定の見直し、特許侵害に用いられることを知りながら提供する行為を問

接侵害として従来より拡充したこと、先行技術文献情報の開示制度の導入他）を中心に、今回改正法の立法担当者である広実氏から解説がなされ、続いて、今回の改正がネットワークを念頭においたソフトウェア特許の実務にどのように影響するかについて、共同直接侵害成否の問題等も含めパネルディスカッションが行われた。



## 2. 平成13年度事業報告及び収支決算報告

### 1 事業活動

平成14年6月20日(木)に開催された理事会及び評議員会において、当財団の平成13年度の事業報告及び収支予算が承認された。事業報告及び収支決算の概要は次の通り。

#### 1. ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究及び情報提供

##### (1) 国際シンポジウム

平成13年11月20日及び21日、東京プリンスホテル2階「プロビデンスホール」にて、「サイバースペースにおける情報流通と法的保護—新たな制度の模索—」をテーマとする国際シンポジウムを開催した。参加者は、モデレーター、スピーカー及びパネリストを含め、299名であった。

##### (2) ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究及び情報提供

###### ①ソフトウェア関連の判例研究

「ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究委員会」(委員長：三木 茂 弁護士)において、データベース、ゲームソフトウェアの各侵害事件判例及びインターネット・サービス・プロバイダーの責任に関する判例などを取り上げ、これらの法的保護の範囲について検討を行った。

###### ②ソフトウェア関連特許研究

「ソフトウェア関連特許に関する調査研究委員会」(委員長：中山 信弘 東京大学教授)では、増加しているソフトウェア関連特許について、特に機能的クレームで書かれることが多いソフトウェア関連特許の保護範囲について、ビジネス方法を含む関連の判例を通して検討すると共に、裁判におけるインカメラ手続についての検討を行った。

###### ③デジタルコンテンツの権利処理についての研究

「デジタルコンテンツの権利処理と契約に関する調査研究委員会」(委員長：野村 豊弘 学習院大学教授)において、デジタルコンテンツ取引の実態を把握すべく、音楽、画像の配信ビジネスについて、関係する技術と契約内容及び音楽の権利管理事業の内容等について検討を行った。

###### ④海外調査

本年度は、スイスで開催されたWIPO(世界知的所有権機関)会議への参加をはじめ、12件について、米国、南アフリカ、韓国、英国、ドイツに調査員を派遣して、海外におけるソフトウェア等の権利保護、電子商取引、ADR(裁判外紛争解決)に関する情報収集、実態調査等を行った。

###### ⑤情報の提供

最近話題となっている著作権法関連判例、トピックの要約等をSOFTIC LAW NEWS (SLN)として次のとおり発行するとともに、内外の関連

誌のトピックを紹介する「知的財産権問題関連入手資料ご案内」を毎月発行した。

#### ⑥ソフトウェアの知的財産権入門講座の開催

ソフトウェアの知的財産権に関する基礎的な知識を習得することを目的とするAコース及び専門的な知識を習得することを目的とするBコースに加え、短期間に主要な内容を習得するための短期コースを設け、入門講座を開講した。受講者数は3コース合計で65名であった。

#### ⑦セミナー

平成13年度は、次の2件のセミナーを開催した。

#### <SOFTICセミナー “The Privatization of Intellectual Property Law by Contract”>

- ・日 時：平成13年5月25日（金）14：00～17：00
- ・会 場：ソフトウェア情報センター会議室
- ・参加者：30名

#### <ALAI/SOFTIC共同セミナー「ALAI 2001年度ニューヨーク大会「Adjuncts and Alternatives to Copyrights」報告会」>

- ・日 時：平成13年9月10日（月）14：00～17：00
- ・会 場：ソフトウェア情報センター会議室
- ・参加者：50名

### (3) ソフトウェアの法的保護に関する請負調査

#### ①情報財取引に関する調査研究

コンピュータプログラム等の情報財取引における契約の成立性、契約条項の有効性の判断に関する調査研究を実施した。

#### ②第三者対抗要件に関する調査研究

特許権をはじめとする知的財産の譲渡及びライセンスの破産時におけるライセンシー保護法制に関する調査研究を実施した。

#### ③ADRに関する海外実態の調査

海外主要国におけるADR（裁判外紛争解決）の制度環境及び実態に関する調査を実施した。

### 2. ソフトウェア・プロダクトに関する普及啓発及び調査研究

#### (1) ソフトウェア・プロダクト流通促進事業

##### ①ソフトウェア関連情報の提供

事務局に閲覧室を設置し、本財団が実施した各種調査研究の成果物をはじめ内外のソフトウェア関連資料を整理拡充し、広く一般の利用に供するとともに、インターネットを利用した情報の提供を行った。

##### ②ソフトウェア・プロダクトの表彰

ソフトウェア・プロダクトの開発意欲を高め、市場の活性化及び利用の促進を図ることを目的として、毎年、本表彰制度を実施している。第13回「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー

2001」について平成13年4月から募集を行い、選定委員会（委員長：鶴沢 昌和 青山学院大学名誉教授）において応募プロダクトを審査選定し、平成13年10月に次の4分野6プロダクトの表彰を行なった。

##### A. システム分野（1件）

PCGATE PersonalVer1.0（日本電気株式会社）

##### B. ビジネス・アプリケーション分野（2件）

Kacis Publisher/Kacis Writer（株式会社カシス、株式会社メディアヴィジョン）

3DオフィスデザイナーPRO（メガソフト株式会社）

##### C. エンジニアリング分野（1件）

FJVPS（バーチャルプロダクトシミュレータ）（富士通株式会社）

##### D. ソーシャル／ライフ分野（2件）

一太郎スマイルシリーズ（株式会社ジャストシステム）

江戸東京重ね地図（株式会社エーピーピーカンパニー）

#### ③汎用プログラム開発準備金、ソフトウェア高度化税制に係る登録受付等

情報処理振興事業協会（IPA）からの委託を受け、年4回の新規登録受付をはじめ、延長、変更等の業務及び準備金利用状況調査を実施した。

#### (2) ソフトウェア・エスクロウ制度の普及とエージェント業務の実施

ソフトウェア・エスクロウ・エージェントとして、ソフトウェア・エスクロウ制度の普及に努め、数多くの問い合わせを受けた。本年度の成約件数は28件（うち新規契約が10件）であった。

#### (3) ソフトウェア仲裁機関業務の実施

ソフトウェア取引にかかる紛争処理を解決するための手段のひとつとして、仲裁制度が注目されている。平成13年度は、本財団が仲裁機関として実施するソフトウェア仲裁に関する各種手続等を内容とする仲裁規程集をまとめた。

#### (4) ソフトウェア・プロダクトに関する調査研究、情報提供

##### ①ソフトウェアの利用契約に関する調査研究

「ソフトウェア契約関連判例に関する調査研究委員会」（委員長：吉田 正夫 弁護士）を設置し、対象ソフトウェアにおける不具合が瑕疵に該当するか否か等に関する判例及び最近話題となっている職務発明、職務著作に関する判例を検討材料として、ソフトウェア契約における法的及び契約上の諸問題について検討した。

### 3. ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集

#### (1) 非特許文献の収集

コンピュータソフトウェアデータベース検討委員会（委員長：相澤 英孝 早稲田大学アジア太平洋研究センター教授）を平成9年度以降引き続き設置・開催（3回／年）し、同委員会の審議を経て、コンピュータソフトウェア、コンピュータゲームソフトウェア及びビジネス特許に関連した非特許文献を9,486冊収集した。

#### (2) 解析及び電子化情報の作成

収集した非特許文献からCSDB構築に必要な記事の抽出及びその解析（検索キー（CSターム）の付与、フリーワードの抽出、抄録の作成）を行い、イメージデータ等の一次文献情報、解析結果等の二次文献情報を電子データ化して37,922件の電子化情報を作成した。

### 4. プログラムの著作物に関する登録事務

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき、プログラムの著作物の登録事務を行った。また、関係者への制度の説明、登録年報の発行及び登録情報データベースの検索サービスを行った。

平成13年度総申請件数は、466件であった。登録の種類別にみると、著作権の登録が昨年度より若干減少しているが、創作年月日の登録が増加した。この結果、総申請件数は、昨年度並となった。

### ○収支決算（概要）

平成13年度総収入は、9億3009万円、総支出は9億4113万円、総収支差額は1104万円のマイナスであった。前期繰越金は1億8076万円であったので、次期繰越収支差額は1億6972万円となった。

一般会計の当期の収入は、2億325万円で、予算より若干の減収となった。これは、事業収入は新規受託事業により884万円の増収であったが賛助会費収入が1091万円減収であったためである。他方、支出については、ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究や国際シンポジウムについては当初想定した事業規模を下回ったため減少し、また、管理費についても減少したが、受託事業を実施したため及び登録事業特別会計への繰出金支出が生じたため、全体として増加した。全体で当期の支出は、2億2555万円であった。この結果、当期の収支は、△2228万円となった。

登録事業特別会計の収入は、2425万円で、予算よりも788万円の減収であった。これは、手数料収入が登録申請件数の減少から、予算よりも438万円減収したことによる。また、当期の支出については2745万円と予算を467万円下回った。この結果、当期の収支は、320万円のマイナスとなった。

ソフト特許特別会計の収入は、6億8745万円で予算より1287万円の減収となった。また、当期の支出は6億8815万円で、予算より1216万円減少した。この結果、当期の収支は、1443万円のプラスとなった。

## 〔第11回 SOFTIC国際シンポジウムの開催予定〕

下記のように、本年11月開催の第11回SOFTIC国際シンポジウムの概要が決まりましたのでご案内します。パネリスト等を含むパンフレットは9月初旬にご案内できる予定です。

□開催日：平成14年11月15日（金）9：00—17：30

・レセプションを開催

□会場：東京プリンスホテル2F「プロビタンスホール」

□テーマ：IT時代の紛争解決メカニズム—ADRへの期待

(1) 各国のADR制度の紹介

(2) 個別的問題の検討

・知的財産権のADR

・コンピューター・ソフトウェア取引のADR

・電子商取引の紛争とオンラインADRの利用

□使用言語：日本語—英語（同時通訳）

□参加料：

正規料金		早期申込割引	
SOFTIC会員	25,000円	SOFTIC会員	20,000円
海外参加者	25,000円	海外参加者	20,000円
S L N 会員	30,000円	S L N 会員	25,000円
一般	35,000円	一般	30,000円
学生	15,000円	学生	10,000円

### 3. 平成13年度事業の調査研究報告書の紹介

#### (1) ソフトウェア契約関連判例に関する調査研究報告書—平成13年度版—

本書はソフトウェア取引に関する判決例について検討した結果をまとめたものである。取り上げた主なものは以下のとおり。

- ・平成9年9月24日東京地裁：原告（開発・販売者）の売買代金支払請求に対し被告（ユーザー）は原告の債務不履行を理由に契約解除を主張した事件。
- ・平成11年4月16日東京地裁：職務発明について会社に特許を受ける権利を承継させた元従業員が、特許法35条3項に基づき、相当の対価の支払いを求めた事件。
- ・平成13年7月3日ニューヨーク州南部地区地裁：インターネットからダウンロードしたソフトウェアの使用により監視されプライバシーを侵害されたとして提訴した原告に対し被告がすべての紛争はエンドユーザー・ライセンス契約内の仲裁条項に服するとして仲裁の強制と訴訟手続の一時停止を申し立てた事案  
他4判例を掲載。

#### (2) ソフトウェア関連判例の最新動向

—平成13年度版—

本書はソフトウェア等の著作権侵害に関する判決例について検討した結果をまとめたものである。取り上げた主なものは以下のとおり。

- ・車両データベース事件中間判決(2001.5.25東京地裁)：原告製品のデータベースについて、民法の不法行為によって保護されるとした事案。
- ・The British Horse Racing Board Limited事件(2001.2.9英国高等法院)：競馬に関するデータベースについて、裁判所は、被告の行為はEUデータベース指令違反であるとした。
- ・ときめきメモリアル事件(2001.2.13最高裁判決)：ゲームソフト用メモリーカードの輸入・販売

について同一性保持権侵害であるとした。  
他2判例掲載。

#### (3) ソフトウェア関連特許に関する調査研究報告書—平成13年度版—

本書は、ソフトウェア関連特許に関する侵害事件判例について検討した結果をまとめたものである。取り上げた主なものは以下のとおり。

- ・アマゾンドットコム事件(2001.2.14CAFC)：クレームの解釈を行い、非自明性の評価について「当業者」の視点で詳細な検討を加えた上で、引用された複数の従来技術の証拠には、本件特許の重要なコンポーネントが開示されていたり、買い物の手順を簡素化する動機付けを与えるものがあり、これらは本件特許の有効性に対して重大な疑義をもたらすとして、地裁命令を取消し差戻した。
- ・車両在庫情報システム事件(2001.5.24東京地裁)：被告の車両在庫情報システムは原告の特許発明の技術範囲に属さないとして請求を棄却した。
- ・情報伝送方式事件(2001.9.28東京地裁)：被告製品のCPU1は伝送制御に関与していない証明がなされておらず、従って本件発明にいう伝送制御手段を設けるという要件を充足しないとして、原告の主張を退けた。  
他2判例を掲載。

#### (4) デジタルコンテンツの権利処理と契約に関する調査研究報告書

デジタルコンテンツの権利処理に関する契約問題について、音楽、画像の配信ビジネスの実態、契約内容及び課題、放送とコンテンツ配信との関係および音楽の権利管理事業について、先般制定された著作権等管理事業法の下における業務内容、インタラクティブ配信の利用料規定等について整理した。

## 4. 理事会及び評議員会開催報告

平成14年6月20日（木）に、理事25名の出席のもとに第1回臨時理事会及び理事30名の出席のもとに第1回通常理事会並びに評議員42名の出席のもとに第1回評議員会及び第2回評議員会が開催されました。議事の概要は次のとおりです。

- (1) 第1号議案「評議員の退任」（理事会議案）について、則近専務理事から説明があり、全員異議なく大橋正春評議員及び三木茂評議員の退任を承認した。
- (2) 第2号議案「理事及び監事の選任」（評議員会議案）について則近専務理事から、次のとおり説明した後、全員異議なく承認可決した。

### <理事>

- |    |                     |
|----|---------------------|
| 退任 | 新 欣樹                |
|    | 小野 功                |
|    | 木村 豊                |
|    | 野間口 有               |
|    | 畑 和徳                |
|    | 水野 幸男               |
|    | 上金 孝平(平成14年6月30日付け) |
| 選任 | 伊野 昌義               |
|    | 大橋 正春               |
|    | 栞原 弘美               |
|    | 斉藤 満雄               |
|    | 中市 聡                |
|    | 松田 章                |
|    | 三木 茂                |
|    | 橋爪 邦隆(平成14年7月1日付け)  |

### <監事>

- |    |       |
|----|-------|
| 退任 | 近藤 隆彦 |
| 選任 | 新 欣樹  |
- (3) 第3号議案「常務理事の互選」（理事会議案）について則近専務理事から次のとおり説明し、全員異議なく承認可決した。

### <常務理事>

- |    |                     |
|----|---------------------|
| 退任 | 上金 孝平(平成14年6月30日付け) |
| 選任 | 橋爪 邦隆(平成14年7月1日付け)  |
- (4) 第4号議案「事務局長の委嘱」（理事会議案）について則近専務理事から次のとおり説明し、全員異議なく承認可決した。

### <事務局長>

- |    |                     |
|----|---------------------|
| 退任 | 上金 孝平(平成14年6月30日付け) |
| 委嘱 | 橋爪 邦隆(平成14年7月1日付け)  |
- (5) 則近専務理事から、石原壽夫顧問が逝去されたことを報告した。
  - (6) 第5号議案「平成13年度事業報告及び収支決算」（理事会及び評議員会議案）について則近専務理事から説明があり、監事を代表して中西監事から事業報告書、収支決算書及び財産目録について本財団の状況を正しく示している旨の報告があり、全員異議なく「平成13年度事業報告書、収支決算書及び財産目録」を原案どおり承認可決した。また、平成13年度の収支差額169,723,108円全額を翌年度（平成14年度）に繰り越すことを全員異議なく承認可決した。
  - (7) 第6号議案「平成14年度自転車等機械工業振興事業に関する補助金の受入」（理事会議案）について則近専務理事から、本財団が平成14年度自転車等機械工業振興事業に関する補助金として6項目57,802千円（自己負担分を含めた総事業費98,254千円）を受け入れる旨の説明があり、全員異議なく承認可決した。
  - (8) 第7号議案「規程の変更」（理事会議案）について則近専務理事から説明があり、「役員報酬規程」及び「役員退職金規程」の変更を原案どおり、全員異議なく承認可決した。
  - (9) 来賓を代表して、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課長木村雅昭氏及び文化庁長官官房著作権課長岡本薫氏から挨拶があった。

## 5. 海外往来状況

- 日程：2002年5月12日～5月19日  
派遣先：スイス・ジュネーブ  
派遣者：(財)ソフトウェア情報センター 調査研究部 江口裕一  
目的：WIPO著作権および関連する権利に関

- する常設委員会（第7回）出席  
内容：WIPOまたはベルヌ条約加盟国72カ国、EC代表、WTO等の政府間組織7団体、39のNGOが参加。創作性のないデータベースの保護については議論の

進展がなく、次回の議題として持ち越された。放送事業者の権利保護について活発な議論が行われたが収斂せず、次回に継続して議論することとなった。その他の議題について多くの提案があり、次回にどれを取り上げるべきか検討することとなった。次回は11月4～8日に開催予定。

○海外からの来訪者

2002年

4月16日 ドイツJurgen Betten弁理士

4月25日 在日フランス大使館経済部調査研究係Etienne Laumonier氏

5月29日 米国Harold Wegner弁護士

## 6. プログラム著作物登録の申請件数

財団法人ソフトウェア情報センター  
平成14年6月30日現在

### 1. 登録の種類別申請件数

登録の種類/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	(*) H14	累計
創作年月日の登録	473	456	521	531	510	542	554	505	489	501	441	372	360	321	369	127	7,072
第一発行年月日等の登録	26	14	17	5	4	9	5	12	2	11	9	8	16	15	7	0	160
実名の登録	4	1	1	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	5	0	0	18
著作権の登録	30	28	42	36	38	48	42	52	41	50	55	96	99	128	90	50	925
著作権譲渡	30	28	41	35	27	44	40	49	38	43	44	71	59	72	35	24	680
(根)質権の設定・抹消・変更	0	0	1	1	0	2	2	2	3	6	8	20	28	47	37	10	167
変更・更正	0	0	0	0	11	2	0	1	0	1	1	3	6	9	18	16	68
囑託(譲渡・差押等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	0	0	0	10
合計	533	499	581	573	553	600	602	572	532	562	505	476	475	469	466	177	8,175

### 2. プログラム分類別申請件数

分類/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	(*) H14	累計
システムプログラム	154	100	173	179	111	122	101	112	86	89	91	75	57	38	50	9	1,547
汎用アプリケーションプログラム	140	156	192	196	193	176	210	172	198	168	166	125	90	100	81	28	2,391
特定用途向アプリケーションプログラム	227	234	213	184	228	281	276	258	236	279	218	215	253	223	270	93	3,688
合計(*)	521	490	578	559	532	579	587	542	520	536	475	415	400	361	401	130	7,626

### 3. 外国からの申請件数

国名/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	(*) H14	計
アメリカ	1	0	6	2	0	0	1	2	1	4	0	5	7	6	0	0	35
イギリス	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	8
イスラエル	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
韓国	0	0	0	1	0	0	1	1	2	1	0	0	1	4	0	0	11
スイス	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
スペイン	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
台湾	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
中国	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	3	1	5	0	1	16
ドイツ	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	3
オーストラリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	6	0	0	0	17
ギリシャ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	1	4	13	3	1	2	4	3	4	7	20	9	16	16	0	1	104

(\*1) 2002年4月～6月

(\*2) 同一プログラムで複数の申請がある場合には、分類別申請件数では同一プログラムに係る申請を1件として計算している。

## 7. プログラム著作物登録案内

プログラム著作物登録の手続きのご説明として、このたび当財団のホームページに「プログラム登録の手引き」を掲載いたしました。さらに、各種申請書類もダウンロードできるようになりましたので、どうぞ御利用ください。

[http://www.softic.or.jp/service/p\\_touroku.html](http://www.softic.or.jp/service/p_touroku.html)

また、メールでのご質問も下記のアドレスにてお受けいたします。

E-mail:touroku@softic.or.jp

## 8. トピックス

### ○中古ゲームソフト販売裁判

平成14年4月25日、中古ゲームソフトの販売を巡る訴訟の上告審で最高裁は中古ゲームソフトの販売は著作権侵害に当たらないという判断を示し、メーカー側の上告を棄却する判決を言いわたしました。これにより、メーカー側の販売差し止め権を認めなかった東京高裁及び大阪高裁の判決が確定しました。(詳細は、<http://courtdomino2.courts.go.jp/judge.nsf/View1?OpenView>を参照。)

### ○「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」の公表

平成14年6月5日、公正取引委員会は、「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」を公表しました。(詳細は、<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/14index.htm>を参照。)

### ○e-Japan重点計画-2002

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)は、平成14年6月18日に会議を開催し、e-Japan重点計画2002を決定しました。(詳細は、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/>

[index.html](#)参照。)

### ○著作権法の一部を改正する法律公布

放送事業者又は有線放送事業者に放送又は有線放送の送信可能化に関する権利を付与すること、著作権法による保護を受けるものとして条約により我が国が保護の義務を負う実演及びレコードを加えること、実演家人格権を新たに創設すること等を内容とする著作権法の一部を改正する法律が、平成14年6月19日、公布されました。

### ○知的財産戦略会議

平成14年6月14日、知的財産戦略会議は第4回会議を開き、知的財産戦略大綱の策定を検討し、平成14年7月3日に公表しました。(詳細は、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/index.html>参照。)

### ○経済産業省人事異動

経済産業省商務情報政策局情報処理振興課長木村雅昭氏は異動となり、後任に嶋田 隆氏を迎えました。



## 9. 橋爪常務理事ご挨拶



7月1日に、上金前常務理事の後任として当「財団法人ソフトウェア情報センター」に着任致しました橋爪でございます。

前職は、技術研究組合オングストロームテクノロジー研究機構（3月末に解散）におきまして、「原子・分子極限操作技術」というテーマの所謂ナショプロ（研究開発プロジェクト）に関係しておりました。ナノテクブームのはしりともなった米国クリントン政権が打ち出した「国家ナノテク戦略」は我々のプロジェクトを参考にしたとも言われておりますが（実際、米国NSFがつくばの産業技術総合研究所内にあった我々の研究所を訪問調査し驚いて帰ったそうです）、10年間の長期プロジェクトではありましたがプロジェクト終了時に最先端の研究開発現場で多くの研究者、組合関係者と共にプロジェクトに参画出来たことは大変貴重な経験でした。基礎的、基盤的技術ということでネイチャー、サイエンス等著名な雑誌、学会誌等へ多くの論文が掲載される等多くの研究成果をあげ、国での最終評価を含め多方面で高い評価を頂きました。物質・材料、エレクトロニクスデバイス等の原子・分子レベルからの技術シーズを発掘するという約10年前に構想された画期的なプロジェクトでしたが、今後シーズが産業界、学界等においてどのように育っていくのか大変楽しみです。

さて、このたび当財団に着任しまだ勉強中の身ではありますが、IT社会の進展に伴い多種多様な課題があることにあらためて痛感しました。21世紀はユビキタス・コンピュータ・ネットワークの時代になると言われておりますが、まさに安価で、小型、高性能のコンピュータがブロードバンドのネットワークで結ばれることにより情報のユーティリティ化が現実のものとなりつつあります。このような中で、IT社会の発展と「知的財産立国」を目指す我が国において、我々がネットワーク社会での“情報”をどう捉えるのか、さらに日進月歩のIT技術に対応したソフトウェア等情報財の権利保護や取引・流通に関わる複雑な問題にどう対処していくか等が重要な課題となっております。これまで、当財団では、以上のような時代の要請に先行して、調査研究及び内外の情報収集をはじめ、ソフトウェアの普及、プログラム著作物の登録等ソフトウェアに関わる情報センターとして重要な役割を果たしてきました。今後IT社会が深化・発展するに伴い、当財団の役割と使命は益々重要になるものと確信しております。

微力ではございますが、各方面から寄せられる当財団への期待にお応えできますよう全力を注ぐ所存でございますので、賛助会員及び関係者の皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

## 10. 訃報

本財団の顧問でありました石原壽夫（いしはらひさお）氏（89才）におかれましては、平成14年6月

15日御逝去されました。御冥福をお祈り申し上げます。

## 11. 寄稿「珍種とのめぐりあい」

財団法人ソフトウェア情報センター 主任研究員  
三木・吉田法律特許事務所 弁護士  
吉田 正夫

2002年7月21日、アーニー・エルスが第131回全英オープン  
の栄冠を手にした。期待されていたタイガー・ウッズの年間  
グランドスラムは、3日目の信じられないスコア「81」により、  
今年は達成されないこととなった。しかし、この3日目のプレー  
にもかかわらず、タイガー・ウッズが史上最強、空前絶後の  
ゴルフプレーヤーであることに変わりはない。既に年を跨いだ  
グランドスラムは達成しているし、今回も4日目には難なく  
ベストスコア「65」を出し、パープレイに戻した。

技術もさることながら、いかなる困難な場面でも自らの  
プレースタイルを崩すことなく、集中力を持って、その状況で  
獲得しうる最高の成果を追求するタイガー・ウッズの精神力  
には、驚くばかりである。また、実はこちらの方がもっと大  
事であるが、楽な場面でも決してプレーを流さず、その状況  
で獲得しうる最高の成果を追求する。例えば最終日に2位と  
10打差あっても、3日目に2番アイアンでティーショットを  
打った18番ホールではやはり、2番アイアンを手にするであ  
らう。そのとき彼は2位の選手と戦っているのではなく、コ  
ースと戦い、コミュニケーションしている。彼のように鍛え  
られた肉体を持たないアマチュアにとって彼のプレー技術は  
あまり参考にならない。しかし、困難な場面での心の持ちよ  
う、集中力、捨て鉢にならない程度に挑戦意欲を維持するこ  
となど、困難な場面の連続となるアマチュアに、多くのイン  
スピレーションを与えてくれる。このところタイガー・ウズと

同時代に生き、素晴らしいプレーを見ることのできる幸  
せに浸っている。

ある才能が開花全盛となる過程を同時代に生きて見るこ  
とは、観衆からすると偶然与えられる幸せである。例えば  
ビートルズと同時代に生きていたのは偶然であり、自分た  
ちの努力とは全く関係ない。それなのに、息子世代がCDで  
ビートルズの音楽を追体験しているのを見ると、何か誇りた  
くなくなるのをおかしい。

20年近く前ソフトウェアの法的保護が問題となった。著  
作権法で保護すべきか、新規立法を行い保護すべきかの論  
争である。国際的な産業戦略とも関係する問題と認識され  
法的論争の枠を超え、活発に議論された。米国は著作権  
法による保護を全世界的に推進しようとし、日本における  
新規立法の動きを抑えようと積極的に活動してきた。そん  
な中、通産省の情振課にいた友人からソフトウェアの法的  
保護問題を勉強しないかと誘われ、ソフティックでも勉強  
させていただくことになった。ソフティックやそのほかの  
研究委員会にいろいろ参加していると同業者から「このよ  
うな委員会によく出るのですか。よくやりますね。」など  
といわれることがある。「金にもならないことをよくやるよ  
、信じられない。」と言った感じで、どうも珍種に見える  
らしい。しかしソフティックやそのほかの研究委員会には  
このような珍種がかなりおり、人格的にも尊敬する方々と  
お会いする機会をたくさんいただいている。いまでは珍種  
仲間と過ごすひとときの生活は考えられない程度である。  
尊敬する珍種とめぐりあえたのは偶然であり、自分の努力  
とは全く関係のないことであるが、なぜか珍種を誇りたい  
気持ちがする。

### SOFTIC賛助会員へのおさそい

当財団では、幅広く各層からご支援をいただき、諸事業の展開を  
図っておりますが、今後より一層の拡充、強化するため、賛助会  
員を募集しております。お知り合いの法人・個人の方々をぜひ  
おさそい下さい。

資料請求は事務局まで

SOFTiC NEWS 2002年7月 (No.33)  
発行 財団法人ソフトウェア情報センター  
SOFTWARE INFORMATION CENTER (SOFTiC)  
発行人 則近 憲佑  
問い合わせ先 事務局 橋爪、島崎  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル  
TEL (03) 3437-3071 FAX (03) 3437-3398  
Web Site <http://www.softic.or.jp/> E-mail : [staff@softic.or.jp](mailto:staff@softic.or.jp)